

修立地区まちづくり協議会規約

(名称及び事務所)

第1条 この会の名称は、新修立地区まちづくり協議会（仮称）（以下「協議会」という）と称し、事務局を修立地区公民館に置く。

(目的)

第2条 協議会は、修立地区において住民が相互に支え合い、安心・安全で楽しく住みよいまちづくりを推進するため、市との連携のもとに「まちづくり計画」を策定し、地域課題解決に向けて協議を深め、目標の実現を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、修立地区のまちづくりに関係する次の事業を行う。

- (1) 安全安心なまちづくりに関すること。
- (2) 福祉及び人権に関すること。
- (3) 健康及びスポーツに関すること。
- (4) 環境保全及び教育、文化に関すること。
- (5) 生涯学習に関すること。
- (6) 協議会全体で企画実施する事業に関すること。
- (7) 関係団体の育成支援等に関すること。
- (8) 地区まちづくり計画の策定に関すること。
- (9) まちづくりの担い手となる人材の育成に関すること。
- (10) その他目的達成のために必要な事業に関すること。

(構成)

第4条 協議会は、次に掲げる委員（以下「委員」という。）をもって構成する。

- (1) 修立地区各町内会の会長
- (2) 修立地区に存する各種団体の長又は代表者
- (3) 修立地区公民館長
- (4) 協議会の目的に賛同した修立地区の内保育園、幼稚園、小学校等の代表者
- (5) 修立地区の住民及びまちづくりの有識者で、協議会会長及び上記（1）から（3）の推薦する者（学識経験者・活性化推進員）

(役員)

第5条 協議会に次の役員及び事務局等を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名程度
- (3) 幹事 6名程度
- (4) 監事 2名

2 事務局

- (1) 事務局長 1名
- (2) 庶務会計 1名

(役員の仕事)

第6条 会長は、協議会の会務を総括し、協議会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代行する。
- 3 幹事は、会長、副会長の指揮を受けて協議会の各種事業を分担し、事業の計画立案及び実施に関わる。
- 4 事務局長は、協議会の事務を統括する。
- 5 庶務会計は、協議会の出納事務及び庶務等を行う。
- 6 監事は、協議会の経理及び事業の執行状況を監査する。
- 7 委員は、その所属する団体の意見をまとめ、これを協議会に反映されるよう努めなければならない。
- 8 活性化推進員は必要に応じ各種実行委員会に出席し事業の企画・立案・実行等に参画し事業の推進を行う 2 役員に欠員が生じたときは、役員会において委員の中から補充する。ただし、期間は前任者の残任期間とする。

(役職員の選出等)

第7条 会長、副会長、幹事、監事は、総会において委員の中より選出する。

- 2 役員に欠員が生じたときは、役員会において委員の中から補充する。
- 3 事務局長、書記、庶務会計は、修立地区民館職員及び委員の中から会長が委嘱する。

(役職員の任期)

第8条 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。

- 2 前条第2項の規定により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第9条 協議会の会議は、次の通りとする。

- (1) 総会
- (2) 三役会
- (3) 実行委員会

(総会)

第10条 総会は、委員をもって構成する。

- 2 総会は、年1回開催する。ただし、会長が必要と認めたときは臨時総会を開催することができる。
- 3 総会は、委員の過半数が出席することにより成立する。
- 4 総会の議長は、会長がこれにあたる。
- 5 総会は、次の事項を協議する。
 - (1) 規約の変更等に関すること。
 - (2) 会長、副会長、幹事、監事の選出に関すること。
 - (3) 事業計画に関すること。
 - (4) 予算及び決算に関すること。
 - (5) 地区まちづくり計画に関すること。
 - (6) その他、協議会が第2条の目的を達成するための基本的事項に関すること。
- 6 総会の協議は、出席委員の過半数の合意によって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

(三役会)

第11条 三役会は、会長、副会長、事務局長及び庶務会計の役員で構成する。ただし、幹事及び監事は、必要と認めるときは、三役会に出席して意見を述べることができる。

- 2 三役会は、会長が必要に応じて招集し、議長となる。
- 3 三役会は、次の事項を協議する。
 - (1) 事業の実施に関すること。
 - (2) 予算の執行状況等に関すること。
 - (3) その他協議会が第2条の目的を達成するための実施に関すること。

(実行委員会)

第12条 実行委員会は、主要事業の実施前に会長が招集する。

- 2 実行委員会は、会長、事務局長及び主要事業の担当副会長と幹事及び関係するグループに所属する構成員をもって組織する。
- 3 実行委員会の議長は、主要事業の担当副会長があたる。
- 4 実行委員会は、次の事項を協議する。
 - (1) 主要事業の計画立案運営に関すること。
 - (2) 主要事業の予算に関すること。
 - (3) 主要事業の情報発信に関すること。

(グループ)

第13条 協議会の活動を効果的に行うため、事業のねらいに応じて各種団体等をグループとして組織する。

- 2 各グループは、実行委員会と連携しながら、具体的な事業内容について検討し、第2条の目的達成に資する。

(顧問)

第14条 協議会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会長が総会の同意を得てこれを委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じ、第2条の目的達成に寄与するものとする。

(会計)

第15条 協議会の経費は、会費、助成金、寄付金、その他の収入をもって充てる。

- 2 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終了する。

(補則)

第16条 協議会は、鳥取市公民館条例施行規則第4条に定める運営委員会の役割を担うものとする。

第17条 この規定に定めるもののほか、必要な事項は、総会に諮問して会長が定める。

(附則)

本規約は平成22年3月6日から施行する。

本規約は平成30年4月12日一部改正。

本規約は令和5年4月23日一部改正。